

告示第四号

町村合併促進法の趣旨に基き、鹿児島県知事より阿久根市に関する合併計画案につき左の通り策定した旨の通知があつたので、町村合併促進法第十條により告示する。

昭和三十年一月十四日

阿久根市長 松田進



## 號外

参考  
1. 縣のこの合併計画案  
は

④三笠町を阿久根市に編入する

⑤野田村地内にある阿久根市の飛地（木佐木野部落）を野田村に編入する

⑥この告示のあつた日から20日以内（本件で）に

2. この關係地域内の住民はこの合併計画案に對して意見があれば

町村名	現況		合併計画	
	人口 (人)	面積 (平方糢)	人口 (人)	面積 (平方糢)
阿久根市	三、表	二、五	四、三	二、五
三笠町	六、五	二、五	二、七	二、九
野田村	三、五	一、五	一、九	一、九
南北	九	東西	八	南北
摘要	九	二、七	一、九	二、七

野田村内にある阿久根市の飛地は野田村に編入する

理由

三笠町は阿久根市の北部に位し、農水産業を主体とする町村であり、阿久根市に隣接している。合併については一應江内村との合併も考えられるところであるが江内村は昭和二十四年地形、住民感情その他の事情で三笠町より分村したもので兩者の合併は困難性あり從つて交通經濟民情の一體性を有する阿久根市と合併し、住民の福祉増進を期すことが、適當と思料される。

⑦三笠町との合併に関する説明會を近日中適當な箇所にて開催する豫定であります。

ことになります。

尙意見を提出する手

續きについての詳細

は市總務課に御聞合せ下さい。

せ下さい。

の連署をもつて、そ

の代表者から市長に

対し意見を提出する

ことができる

ことがあります。







